国民保護に関する新座市計画

新　座　市

平成１９年２月

（令和６年５月変更）

◆ 目 次 ◆

第１編　総　則

第１章　計画策定の目的 …… 1
第２章　計画策定の背景・経緯 …… 1
第３章　計画策定に当たっての基本的な考え方 …… 2
第４章　新座市の概況 …… 3
　第１節　地理的特性 …… 3
　第２節　社会的特性 …… 4
第５章　国民保護の実施体制 …… 6
　第１節　市の責務 …… 6
　第２節　関係機関との連携 …… 9
　第３節　他の市町村との連携 …… 9
　第４節　公共的団体との協力体制 …… 9
　第５節　住民の協力 …… 9
　第６節　事業所等との協力関係 …… 10
第６章　本計画が対象とする事態 …… 10
　第１節　武力攻撃事態 …… 10
　第２節　緊急対処事態 …… 13

第２編　平時における準備編

第１章　情報収集、伝達体制の構築 …… 15
　第１節　連絡体制・通信体制の整備 …… 15
　第２節　被災情報の収集・報告に必要な準備 …… 15
　第３節　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 …… 16
第２章　迅速な初動体制の確保 …… 16
　第１節　24 時間即応体制の確立 …… 16
　第２節　職員配備計画の作成 …… 16
　第３節　職員の指定と伝達手段の整備 …… 17
　第４節　交代要員等の確保 …… 17
　第５節　市国民保護対策本部の設置場所 …… 17
第３章　警報の住民への周知 …… 17
第４章　避難の指示 …… 18
　第１節　避難の指示の伝達 …… 18
　第２節　モデル避難実施要領の作成 …… 18
　第３節　避難人数の把握 …… 24
　第４節　避難の指示の周知体制 …… 24
　第５節　避難住民集合場所の指定 …… 25
　第６節　避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 …… 26
　第７節　避難のための交通手段の確保 …… 29

第８節　避難候補路の選定 …… 30
第９節　避難住民の運送順序 …… 31
第 10 節　道路啓開の準備 …… 31
第 11 節　避難住民等に対する住宅の確保 …… 31
第５章　緊急物資の備蓄等 …… 32
第１節　緊急物資の備蓄 …… 32
第２節　装備品の整備 …… 32
第３節　市が管理する施設及び設備の整備等 …… 33
第６章　緊急物資運送計画の策定 …… 33
第１節　運送路の決定基準 …… 33
第２節　応援物資の受入体制の整備 …… 33
第３節　応援物資の発送体制の整備 …… 34
第７章　医療体制の整備 …… 35
第１節　初期医療体制の整備 …… 35
第２節　傷病者搬送体制の整備 …… 37
第３節　保健衛生体制の整備 …… 37
第８章　生活関連等施設の管理体制の充実 …… 38
第１節　生活関連等施設の管理体制の整備 …… 38
第２節　核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等 …… 39
第９章　文化財保護対策の準備 …… 39
第 10 章　研修の実施 …… 40
第 11 章　訓練の実施等 …… 40
第１節　市の訓練 …… 41
第２節　民間における訓練等 …… 41
第 12 章　住民との協力関係の構築 …… 42
第１節　消防団の充実・活性化の促進 …… 42
第２節　自主防災組織との協力関係の構築 …… 42
第３節　ボランティアとの協力関係の構築 …… 43
第４節　住民の意識啓発等 …… 43
第３編　武力攻撃事態等対処編
第１章　実施体制の確保 …… 44
第１節　全庁的な体制の整備 …… 44
第２節　市国民保護対策本部の組織等 …… 45
第３節　関係機関との連携体制の確保 …… 52
第４節　市国民保護対策本部の廃止 …… 53
第５節　住民との連携 …… 53
第２章　国民保護措置従事者等の安全確保対策 …… 54
第１節　特殊標章等の交付 …… 54

第２節　安全確保のための情報提供 …… 54
第３章　住民の避難措置 …… 55
第１節　警報の通知の受入れ・伝達 …… 55
第２節　緊急通報の伝達 …… 56
第３節　避難の指示等 …… 56
第４節　避難住民の運送手段の確保 …… 59
第５節　避難路の選定と避難経路の決定 …… 60
第６節　避難路の交通対策の実施 …… 60
第７節　避難誘導の実施 …… 60
第８節　避難の指示の解除 …… 61
第４章　避難住民等の救援措置 …… 61
第５章　武力攻撃災害への対処措置 …… 67
第１節　対処体制の確保 …… 67
第２節　応急措置等の実施 …… 68
第３節　保健衛生対策の実施 …… 72
第４節　動物保護対策の実施 …… 72
第５節　廃棄物対策の実施 …… 72
第６節　文化財保護対策の実施 …… 73
第６章　情報の収集・提供 …… 73
第１節　被災情報の収集・提供 …… 73
第２節　安否情報の収集・提供 …… 73
第３節　各措置機関における安否情報の収集 …… 75

第４編　市民生活の安定編

第１章　物価安定のための措置 …… 76
第２章　避難住民等の生活安定措置 …… 76
第３章　生活基盤等の確保のための措置 …… 76
第４章　応急復旧措置の実施 …… 77

第５編　財政上の措置編

第１章　損失補償 …… 78
第２章　損害補償 …… 78
第３章　被災者の公的徴収金の減免等 …… 78
第４章　国民保護措置に要した費用の支弁等 …… 79

第６編　緊急対処事態対処編

第１章　想定する緊急対処事態 …… 80
第２章　緊急対処事態の対処措置 …… 80

用　語　集

用語集　……　81

資　料　集

1　新座市国民保護対策本部及び新座市緊急対処事態対策本部条例……　96
2　新座市国民保護協議会条例……　98
3　新座市国民保護協議会委員一覧……　99
4　新座市緊急事態連絡会議設置要綱……　100
5　新座市国民保護協議会運営要綱……　102
6　新座市特殊標章等交付要綱……　104
7　特殊標章及び身分証明書様式……　107
8　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準……　108
9　動物の保護等に関する通知……　117
10　安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）……　119
11　安否情報収集様式（死亡住民）……　120
12　安否情報報告書様式……　121
13　安否情報照会書様式……　122
14　安否情報回答書様式……　123

第１編　総　　則

第１編　総　則

第１章　計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、本市は、住民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。住民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、住民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

本計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、住民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市は、その検証結果に基づき、必要に応じて本計画の変更を行う。

第２章　計画策定の背景・経緯

第２次世界大戦から７０年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、２００１年９月１１日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最

大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成１５年６月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成１５年法律第７９号。以下「事態対処法」という。平成２７年９月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成１６年６月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）などの有事関連７法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第３章　計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

１　基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続の下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

２　国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、住民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また、市は、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

３　情報の伝達と共有化の確保

住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。

４　国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と国や県、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

５　住民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又

は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの住民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

6　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑みその自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7　要配慮者の保護

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。

8　国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

10　準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

11　外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第４章　新座市の概況

第１節　地理的特性

本市は、埼玉県の最南端に位置し、東京都心から２５ｋｍ圏内にあり、東西約

７ｋｍ、南北８ｋｍ、総面積２２．７８ｋ㎡を有している。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接しており、地域の半分が東京都に接しているため、特に東京都から本市に避難してくるといった事態が発生する可能性が高い。

市内の主な河川には、市北部を流れる柳瀬川と市南部を流れる黒目川があり、有事の際に橋梁や堤防の損壊等が生じた場合には避難経路の確保や救護活動などが困難となるため、国民保護の実施に影響を与えている。

第２節　社会的特性

１　人口

⑴　人口動向等

本市の人口は、旧新座町であった昭和３５年１０月には１４，４０１人であったが、昭和３０年代後半から急増し、昭和４５年１０月には７７，７０４人となり、昭和４９年５月には１０万人を、平成１４年５月には１５万人を超えた。平成３１年４月１日現在の推計人口は、１６５，３７２人である。

⑵　昼夜間人口比率

平成２７年国勢調査によれば、昼間に就業・通学のため本市から市外へ流出する人口は５４，７３４人、市外から流入する人口は３１，６０７人となっており、昼夜間人口比率は８５．７％となっている。本市の就業者・通学者数（１５歳以上）は、全体で８７，１８５人であるが、そのうち市外への就業者・通学者は５５，５３４人（全体の約６３．６％）、東京都への就業者・通学者は３５，４７５人（全体の約４０．６％）に上る（平成２７年１０月１日現在）。

そのため、東京都やその周辺で武力攻撃事態等が発生した場合には、本市の多くの就業者・通学者が被災し、避難誘導が困難となることが考えられる。

２　要配慮者

武力攻撃事態等が発生した場合、より被害を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等の要配慮者に対する避難、誘導を迅速かつ的確に行うことが重要となる。現在、６５歳以上の高齢者は４１，９９７人、障がい者は６，６８４人、乳幼児は９，６５０人、外国人は３，３９５人となっている（平成３１年４月１日現在）。

３　公共交通

鉄道に関しては、本市の中央北寄りを東西に通るＪＲ武蔵野線の新座駅、北端を通る東武東上線の志木駅、南端を通る西武池袋線の隣接市の駅がそれぞれ旅客輸送を担っている。バス輸送に関しては、市内には乗合バス３事業者による４６系統のバス網が構成されている。人口の増加に伴い、輸送需要が増大しており、特に都内に向かう鉄道路線を中心に、通勤・通学時の混雑は著しいものがある。このため、テロ等により特に列車や駅が爆破等された場合には、人命に甚大な被害が発生することが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。

４　道路

本市の南側を関越自動車道が北西に向かって横断し、市内に新座料金所が設置されており、関越自動車道の北側には、国道２５４号が平行に横断している。また、北西部を国道４６３号が縦断しており、関越自動車道の所沢インターチェンジと国道２５４号とを結んでいる。人口の増加に加え、車社会の急激な発展により、市内の自動車交通量が飛躍的に増加したため、武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用自動車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられる。そのため、鉄道、徒歩、自転車、バスといった手段による避難を原則とする必要がある。

５　基地

市内には、朝霞市・和光市・東京都練馬区にまたがる陸上自衛隊の朝霞駐屯地のほか、東京都清瀬市にまたがる米軍基地の大和田通信所がある。

こうした施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられ、施設周辺の住民の避難について配慮していく必要がある。

６　生活関連等施設

本市には原子力発電所は存在しないものの、国民保護法が定める生活関連等施設（変電所など国民生活に関連を有する施設や消防法（昭和２３年法律第１８６号）に規定する危険物、毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）に規定する毒物及び劇物等の危険物質の取扱所など。用語集参照）が所在している。市内に所在する、消防法に規定する危険物を取り扱う施設は１１０か所（平成３１年３月現在）、販売や製造などで毒物劇物を取り扱う施設は５０か所である（令和元年１０月３１日現在）。

こうした施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。

第５章　国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は、「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき県が策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、市は、「国民保護に関する新座市計画」を策定する。

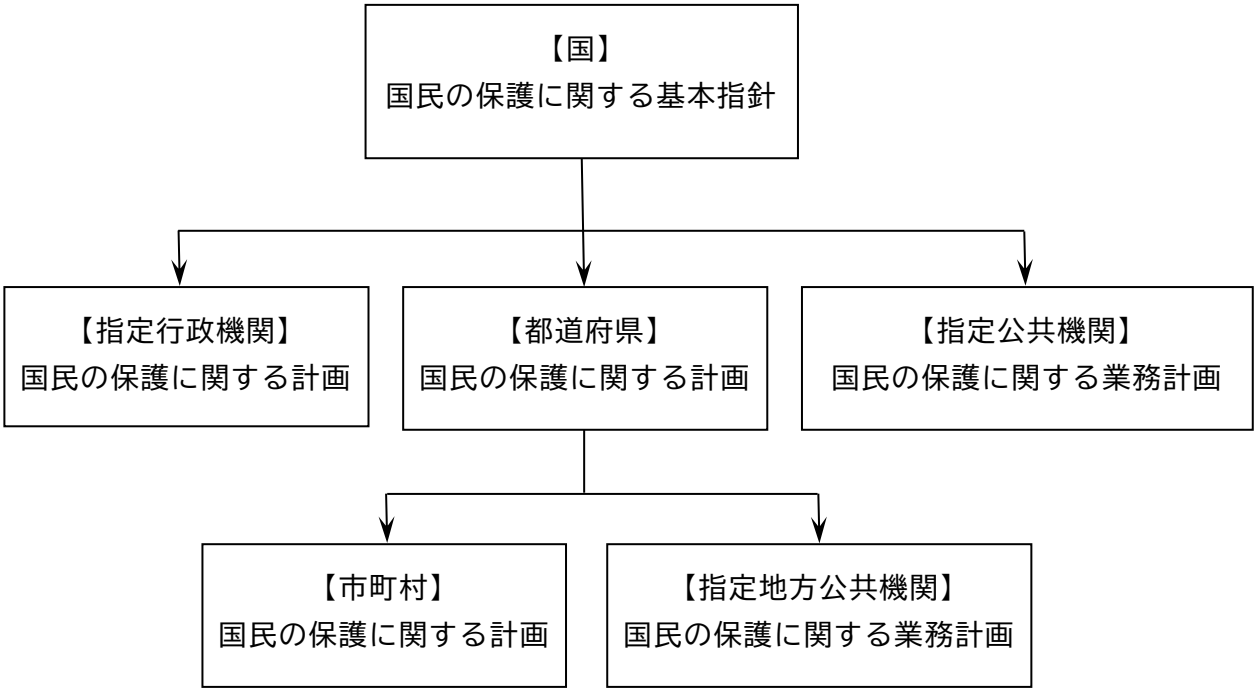

第１節　市の責務

市は、国や県、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

１　基本的事項

⑴　国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。

⑵　国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅

速に実施する。

⑶　本市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

⑷　市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

２　市が実施する主な措置

⑴　警報、避難の指示の住民への伝達

⑵　避難住民の誘導

⑶　避難住民等の救援

⑷　安否情報の収集及び提供

⑸　退避の指示

⑹　警戒区域の設定

⑺　消防

⑻　水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

＜参考＞

１　国の責務

⑴　基本的事項

ア　基本指針を定めること。

イ　武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。

ウ　地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。

エ　国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

⑵　国が実施する主な措置

ア　警報の発令、避難措置の指示

イ　武力攻撃事態等の情報の提供

ウ　救援の指示・応援の指示、安否情報の収集・提供

エ　武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示

オ　生活関連等施設の安全確保に関する措置

カ　放射性物質等を用いた攻撃（ＮＢＣ攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置

キ　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置

ク　生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

ケ　武力攻撃災害の復旧に関する措置

２　県の責務

⑴　基本的事項

ア　国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。

イ　国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

ウ　県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

エ　知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

⑵　県が実施する主な措置

ア　警報の市町村長等への通知

イ　住民への避難の指示

ウ　県の区域を越える住民の避難に関する措置

エ　避難住民等の救援

オ　安否情報の収集及び提供

カ　緊急通報の発令

キ　武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置

ク　生活関連等施設の安全確保

ケ　保健衛生の確保

コ　生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

３　指定公共機関・指定地方公共機関の責務

⑴　基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

⑵　指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

ア　放送事業者　警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送

イ　運送事業者　避難住民、緊急物資の運送

ウ　医療事業者　医療の実施

エ　ライフライン事業者　電気、ガス、飲料水等の安定供給

オ　電気通信事業者　通信の確保

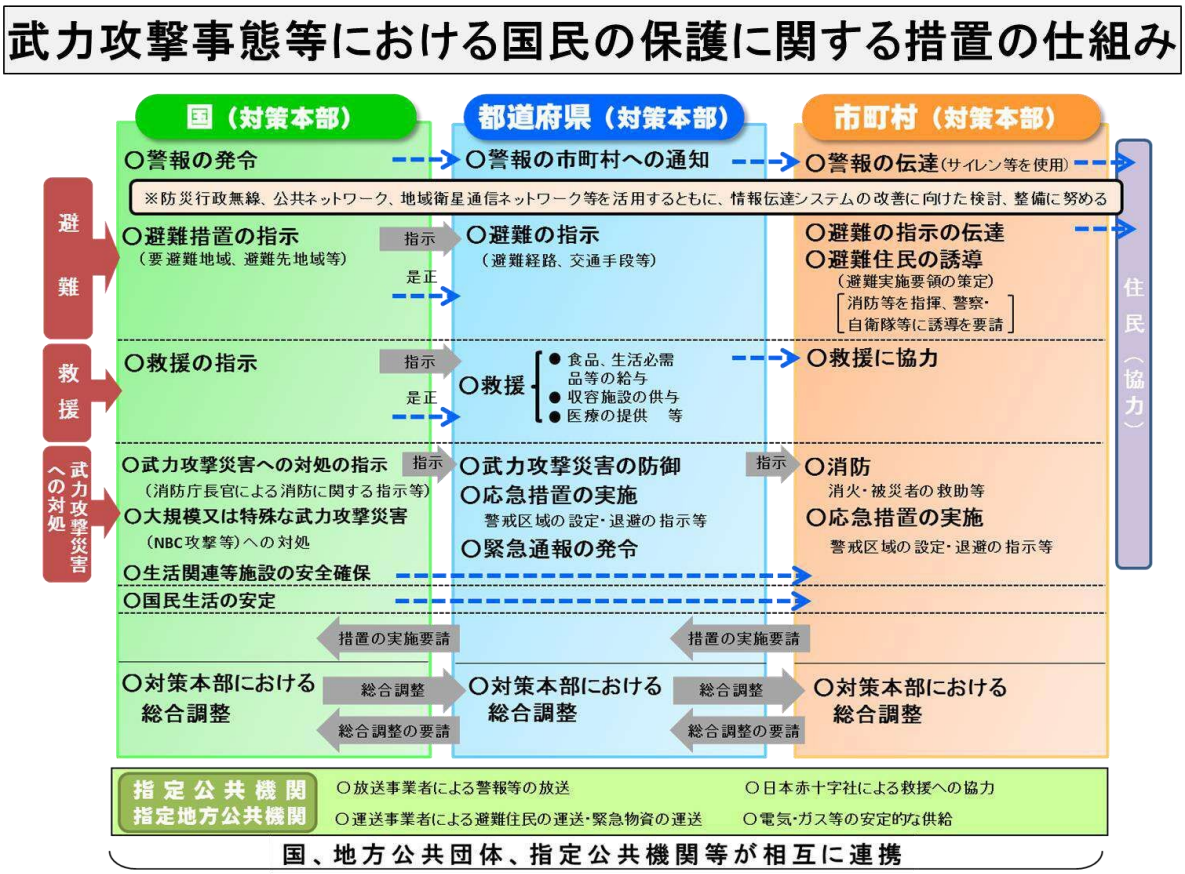

第２節　関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市は、いつでも速やかに国民保護措置が実施できる体制を整備する。

また、市は、武力攻撃事態等が発生したときに、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続について把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。

第３節　他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市の区域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村を始めとする他市町村と相互に、市の区域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。

また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保する。

第４節　公共的団体との協力体制

市が、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。

第５節　住民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施す

ることとなり、住民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、住民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

一方、住民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、住民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、住民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第６節　事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所や住民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による住民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。

また、要介護者や障がい者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、市は、事業者等との協力体制の整備に努める。

第６章　本計画が対象とする事態

第１節　武力攻撃事態

本計画では、武力攻撃事態として、基本指針において想定されている事態を対象とする。

１　着上陸侵攻の場合

⑴　特徴

ア　我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広

範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ　着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ　主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

⑵　留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

２　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

⑴　特徴

ア　警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。

イ　少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

⑵　留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市、消防機関、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

３　弾道ミサイル攻撃の場合

⑴　特徴

ア　発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、ＮＢＣ弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ　通常弾頭の場合には、ＮＢＣ弾頭の場合と比較して被害は局限化され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

⑵　留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国及び県と連携し全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。ＮＢＣ弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

４　航空攻撃の場合

⑴　特徴

ア　弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ　航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ　航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ　通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

⑵　留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれ

があるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第２節　緊急対処事態

本計画では、緊急対処事態として、第６編第１章において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

１　攻撃対象施設等による分類

⑴　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア　事態例

(ｱ)　原子力事業所等の破壊

(ｲ)　石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(ｳ)　危険物積載船への攻撃

(ｴ)　ダムの破壊等

イ　留意点

(ｱ)　原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害

ａ　大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。

ｂ　汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(ｲ)　石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(ｳ)　危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

(ｴ)　ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

⑵　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア　事態例

(ｱ)　大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(ｲ)　列車等の爆破

イ　留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人

的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

２　攻撃手段による分類

⑴　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア　事態例

㋐　ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

㋑　炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

㋒　市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

㋓　水源地に対する毒素等の混入

イ　留意点

㋐　放射能の拡散

ａ　ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ｂ　ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

ｃ　小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

㋑　生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

㋒　化学剤による攻撃

ａ　一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下をはうように広がる。

ｂ　生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

⑵　破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃が行われる事態

ア　事態例

㋐　航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

㋑　弾道ミサイル等の飛来

イ　留意点

㋐　主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

㋑　攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

㋒　爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第２編　平時における準備編

第２編　平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、住民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、市は、国や県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、住民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。

第１章　情報収集、伝達体制の構築

第１節　連絡体制・通信体制の整備

住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。

特に、市内に陸上自衛隊朝霞駐屯地及び米軍大和田通信所が所在するという特性に鑑み、市は、迅速な情報収集のため、あらかじめ県の連絡窓口、連絡方法を把握しておくとともに、自衛隊基地及び北関東防衛局との直接の連絡体制の整備を図る。

また、市は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）及び緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第２節　被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるよう努めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第３節　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。

⑴　市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。

⑵　市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。

第２章　迅速な初動体制の確保

第１節　２４時間即応体制の確立

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

市は、夜間、休日等においても情報伝達等が２４時間対応できる体制を整備する。

第２節　職員配備計画の作成

新座市国民保護対策本部（以下「市国民保護対策本部」という。）の本部員、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市長に報告する。

なお、配備計画には、市幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておく。

また、多数の避難住民を受け入れる場合、長期間にわたる対応が必要と考えら

れることから、交代要員の確保等を考慮して職員の動員配置の体制を整備する。

第３節　職員の指定と伝達手段の整備

市国民保護対策本部の本部員、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。

なお、本部員、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。

第４節　交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておく。

⑴　交代要員の確保、その他職員の配備
⑵　食料、燃料等の備蓄
⑶　自家発電設備の確保
⑷　仮眠設備等の確保

第５節　市国民保護対策本部の設置場所

市国民保護対策本部は、市役所本庁舎３階会議室に設置し、当該庁舎が被災した場合には、新座消防署に設置する。

第３章　警報の住民への周知

１　市は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。

２　市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、町内会組織を経由した伝達等、

住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。また、公用車への広報装置（スピーカー）の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。

第４章　避難の指示

第１節　避難の指示の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。知事は、避難経路、交通手段等を明示して市長を通じ住民に避難を指示する。市長は、直ちに避難実施要領を定め、職員を指揮し埼玉県南西部消防局長と協力して避難住民を誘導するとともに、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

このため、市は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

第２節　モデル避難実施要領の作成

１　モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知する。

なお、モデル避難実施要領に定める事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況、また、自衛隊基地、米軍施設が所在すること等について配慮する。

また、昼夜で生活する人々が異なることや大規模集客施設、商店街があることなどに留意する。

【モデル避難実施要領に定める事項】

⑴　避難の経路、避難の手段
⑵　防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項
⑶　避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
⑷　迅速に関係機関の意見を聴取する方法
⑸　住民が避難のために準備しておくべき物資等
⑹　住民に対する注意事項
⑺　武力攻撃災害に関する情報を収集するため、県、自衛隊、警察、消防機関、危険物施設管理者の連絡窓口、連絡方法等
⑻　避難誘導中の避難住民に対する武力攻撃等の情報提供体制
⑼　自衛隊基地、米軍施設の周辺の住民から優先的に避難させるなど、地域別の優先順位に関する事項（※　必要に応じて盛り込む。）
⑽　上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

２　モデル避難実施要領の作成パターン

⑴　着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、モデル避難実施要領に盛り込む。

ア　市は、避難先地域において本市の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
イ　避難住民の誘導は、できる限り町内会等又は事業所等を単位として実施するよう努める。
ウ　避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。

⑵　弾道ミサイル攻撃からの避難

ア　着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。攻撃を受けたときの状態に応じて以下の留

意事項を避難実施要領に盛り込むものとする。

㈠　屋外にいる場合

ａ　直ちに堅ろうな建物や地下に逃げ込むこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。

ｂ　近くに適当な建物や地下室などが無いときには、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。

ｃ　時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。

㈡　屋内にいる場合

ａ　鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。

ｂ　基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には、１階に移動する。

ｃ　ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。

ｄ　太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してうずくまる。

㈢　乗り物の中にいた場合

ａ　車の中にいた場合

・　むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。

・　大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。

・　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。

ｂ　電車内にいた場合

・　車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。

・　乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。

・　地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

イ　着弾後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、住民等は屋内避難を継続する。

被害内容が判明後、他の安全な地域への避難を行うなどの、国の対策本部長が指示する避難措置の内容に沿った避難の指示が知事によって行われる。
ＮＢＣ兵器を搭載した弾頭と判明した場合は、以下のとおり。

⑺　核兵器の場合

ａ　核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、以下の事項に留意する。

・　被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。

・　安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

ｂ　放射性降下物による外部被ばく、内部被ばくを避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。

・　風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被ばくを抑制する。

・　内部被ばくを避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。

ｃ　ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近くの地下施設等に避難する。

⑴　生物兵器の場合

ａ　攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。

ｂ　ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講じる。

⑼　化学兵器の場合

ａ　風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。

ｂ　外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。

ｃ　ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。

ｄ　化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等

の措置を受けるなど、指示に従う。

⑶　ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

ア　攻撃開始前

必要に応じて事前に退避の指示を行う。

イ　攻撃開始後

攻撃当初は屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がＮＢＣ兵器を使用して攻撃した場合の避難については「⑵　弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

⑷　航空攻撃からの避難

ア　兆候を事前に察知できる場合

時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は、「⑴　着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。

なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「イ　兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。

イ　兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。

これらは、弾道ミサイルの場合と同様であり、市は、「⑵　弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。

＜武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について＞

類型／項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	・攻撃が比較的大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

類型／項目	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	発射の段階で攻撃目標を特定することは困難			
		・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。	・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。	・生物剤と同じく目に見えず拡散するが被害が短時間で発生する。
避難時間	極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。			
避難先	避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。			
避難実施要領に盛り込むべき内容	①屋外にいた場合　②屋内にいた場合　③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。			
		安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。		
		・手袋、カッパ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被爆を避ける方策について盛り込む。	・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。	・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。

第３節　避難人数の把握

１　町・丁目別の人口の把握

市が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。

そのため、市は、あらかじめ町・丁目別の人口等を把握しておく。

また、市は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。

２　要配慮者の把握

⑴　病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について

市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。

⑵　在宅の要配慮者について

市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。

⑶　外国人の人数等について

市は、市内の外国人の人数の把握に努める。

第４節　避難の指示の周知体制

１　住民への周知方法、周知内容

⑴　住民への周知方法

ア　市は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。

イ　市は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、町内会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。

⑵　要配慮者への周知方法

ア　病院、社会福祉施設利用者への周知方法等

市は、市内の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておく。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努める。

イ　在宅の要配慮者への周知方法

市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、町

内会、自主防災組織及び民生委員・児童委員と協力した連絡体制を整備する。

ウ　外国人への周知方法

市は、外国語の原稿による市防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておき、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。

⑶　周知内容

市は、主に以下の事項を避難住民へ周知する。

ア　避難指示の理由

イ　住民避難が必要な地域

ウ　住民の避難先となる地域

エ　避難場所

オ　主要な避難の経路

カ　避難のための交通手段、集合場所

キ　注意事項（戸締り、携行品、服装等）

⑷　情報伝達手段の多重化・多様化の促進

市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図るものとする。

第５節　避難住民集合場所の指定

１　集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、町内会や事業所単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動したほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定する。

なお、自衛隊基地、米軍施設、危険物施設の周辺から、できるだけ距離をおいた場所を指定するよう配慮する。

⑴　地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所

⑵　その他地域の実情に応じて市が指定する場所

２　避難住民集合場所の周知

市は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に

周知する。

⑴　広報紙

⑵　避難住民集合場所マップの作成

⑶　ホームページ等インターネットへの掲載

第６節　避難施設の周知と施設管理者との連絡体制

１　避難施設の指定への協力

市は、県の避難施設の指定に協力する。

また、市は、県の行う避難施設の指定に際して、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。

【避難施設の指定要件】

⑴　公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。

⑵　爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。

⑶　避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

⑷　物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

⑸　危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。

⑹　車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を経由するものとする。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の１０分の１以上の面積の増減を伴う変更とすること。

２　避難施設の管理者との連絡体制

市は、各避難施設の管理者との２４時間の連絡体制をあらかじめ把握するよう努める。

３　避難所の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難所の運営マニュアルの整備や、住民への避難所を運営管理するための知識の普及に努める。

４　避難施設の周知

市は、以下の方法等により、避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。

⑴　広報紙

⑵　避難施設マップの作成及び配布

⑶　ホームページ等インターネットへの掲載

●市内避難施設一覧（その１）

No.	避難施設の名称	所在地	電話番号
1	新座市立新座小学校	新座三丁目 4 番 1 号	048-478-2760
2	新座市立第四中学校	大和田四丁目 17 番 1 号	048-477-6053
3	新座市立東北小学校	北野三丁目 1 番 1 号	048-471-2022
4	新座市立新開小学校	大和田一丁目 22 番 10 号	048-477-6370
5	新座市立大和田小学校	大和田一丁目 1 番 30 号	048-477-2021
6	新座市立東野小学校	野火止六丁目 22 番 12 号	048-479-7280
7	新座市立第二中学校	野火止七丁目 17 番 10 号	048-477-1212
8	新座市立野火止小学校	野火止四丁目 9 番 1 号	048-477-1211
9	新座市立新座中学校	野火止二丁目 4 番 1 号	048-478-3668
10	新座市立陣屋小学校	野火止一丁目 18 番 20 号	048-479-7231
11	新座市立第四小学校	馬場三丁目 6 番 1 号	048-478-3192
12	新座市立第三中学校	池田一丁目 1 番 1 号	048-479-4052
13	埼玉県立新座総合技術高等学校	新塚一丁目 3 番 1 号	048-478-2111
14	新座市立池田小学校	池田四丁目 8 番 49 号	048-479-4051
15	新座市立栄小学校	新塚一丁目 1 番 1 号	048-478-3168
16	西堀公園及び西堀庭球場	本多二丁目 5 番 15 号	048-481-9081
17	新座市立第六中学校	堀ノ内三丁目 11 番 1 号	048-478-2764
18	新座市立石神小学校	石神一丁目 10 番 20 号	048-477-2152
19	新座市立西堀小学校	西堀二丁目 18 番 3 号	042-491-6671
20	新座市立新堀小学校	新堀一丁目 16 番 5 号	042-493-7551
21	新座市立片山小学校	片山一丁目 8 番 31 号	048-477-0312
22	新座市立八石小学校	野寺二丁目 8 番 45 号	048-477-6701
23	新座市立栗原小学校	栗原一丁目 5 番 1 号	042-473-7070
24	新座市立第五中学校	野寺四丁目 8 番 1 号	048-478-2010
25	新座市立野寺小学校	野寺五丁目 1 番 24 号	042-473-9453
26	埼玉県立新座柳瀬高等学校	大和田四丁目 12 番 1 号	048-478-5151
27	埼玉県立新座高等学校	池田一丁目 1 番 2 号	048-479-5110
28	新座市民総合体育館	本多二丁目 1 番 20 号	048-478-8011
29	新座市立畑中公民館	畑中一丁目 15 番 58 号	048-478-5411
30	新座市立中央公民館	道場二丁目 14 番 12 号	048-479-2321

●市内避難施設一覧（その２）

No.	避難施設の名称	所在地	電話番号
31	新座市立栗原公民館	栗原三丁目 8 番 34 号	042-423-6801
32	新座市西堀・新堀コミュニティセンター	新堀一丁目 5 番 9 号	042-492-4655
33	新座市民会館	野火止一丁目 1 番 2 号	048-481-1111
34	新座市立大和田公民館	大和田一丁目 26 番 16 号	048-479-0517
35	ふるさと新座館（新座市立野火止公民館）	野火止六丁目 1 番 48 号	048-478-4523
36	栗原ふれあいの家	栗原五丁目 2 番 15 号	042-424-4034
37	新座市東北コミュニティセンター	東北二丁目 28 番 5 号	048-474-2577

第７節　避難のための交通手段の確保

１　交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とする。ただし、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。

市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知する。

２　交通手段の確保方法

⑴　鉄道

市は、市内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。

⑵　バス

市は、市内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。

また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。

⑶　タクシー

市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。

協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努める。

⑷　市が保有する車両

市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用でき

る車両についてあらかじめ定める。

なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。

⑸　要配慮者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

第８節　避難候補路の選定

１　避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、県が決定した避難候補路とネットワークを構築するための避難候補路（以下「候補路」という。）を次の基準により定めておく。

⑴　県が指定した候補路に接続する主要な市道

⑵　県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

ア　第２編第４章第６節に規定する避難施設

イ　市防災活動拠点

ウ　市臨時ヘリポート

⑶　候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

⑷　自衛隊基地内を通過する候補路及び自衛隊基地や米軍施設を迂回する候補路について検討する。

２　関係機関との調整等

市は、候補路を定めようとするときには県に協議するとともに、新座警察署と調整し、候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

また、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられる。自衛隊との調整は主に県で実施するため、市は、あらかじめ県の連絡窓口、連絡方法等を把握しておくこととし、県との連絡が途絶した場合等に備え、自衛隊基地等との直接の連絡体制についても確保しておく。

第９節　避難住民の運送順序

避難住民の運送は、原則として、次の順序で行う。

⑴　重病者、重傷者、障がい者、妊産婦

⑵　高齢者、乳幼児、児童

⑶　その他の住民

第１０節　道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

市が管理する道路については、市長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、市は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。

第１１節　避難住民等に対する住宅の確保

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため、市は、県があらかじめ定めた避難住民等住宅供給計画に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。

なお、その際には、高齢者や障がい者等の要配慮者対策について配慮する。

また、市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように、武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。

第５章　緊急物資の備蓄等

第１節　緊急物資の備蓄

１　備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取組には限界があり、住民自らの取組が必要である。

このため、備蓄に当たっては、市、住民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、市地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、市としては、国や県の対応を踏まえ検討する。

２　備蓄品の管理

備蓄品の品目及び数量等は、危機管理室が全体を掌握しておく。

また、管理場所は第２編第４章第６節に規定する避難施設（ただし、西堀公園及び西堀庭球場を除く。）とする。

第２節　装備品の整備

市は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

第３節　市が管理する施設及び設備の整備等

１　施設及び設備の整備等

市は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておくとともに、代替施設の確保に努める。

２　復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第６章　緊急物資運送計画の策定

第１節　運送路の決定基準

１　緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。

⑴　道路、鉄道を利用した陸上運送

⑵　着岸施設を利用した河川運送

⑶　ヘリポート等を利用した航空運送

２　運送道路の道路啓開

緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第２編第４章第１０節と同様に行う。

第２節　応援物資の受入体制の整備

１　物資集積地の決定及び受入情報提供場所の選定

県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」

という。）については、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

⑴　防災基地

⑵　防災拠点校

⑶　大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム２〇〇２）

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は、県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を、事前に提供するよう努める。

このため、市は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

⑴　高速道路のパーキングエリア又は料金所

⑵　主要な国道の隣接地

２　情報提供体制の整備

市は、あらかじめ受入情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備しておくよう努める。

３　仕分け、配送体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定めておくよう努める。

第３節　応援物資の発送体制の整備

本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、以下のとおり実施する。

⑴　原則として物資集積地に他の市町村、民間企業、住民からの応援物資を集積する。

⑵　市は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定める。

第７章　医療体制の整備

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制を連携させて行っていくものとする。

なお、ＮＢＣ攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、二次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。

【武力攻撃災害時医療体制の流れ】

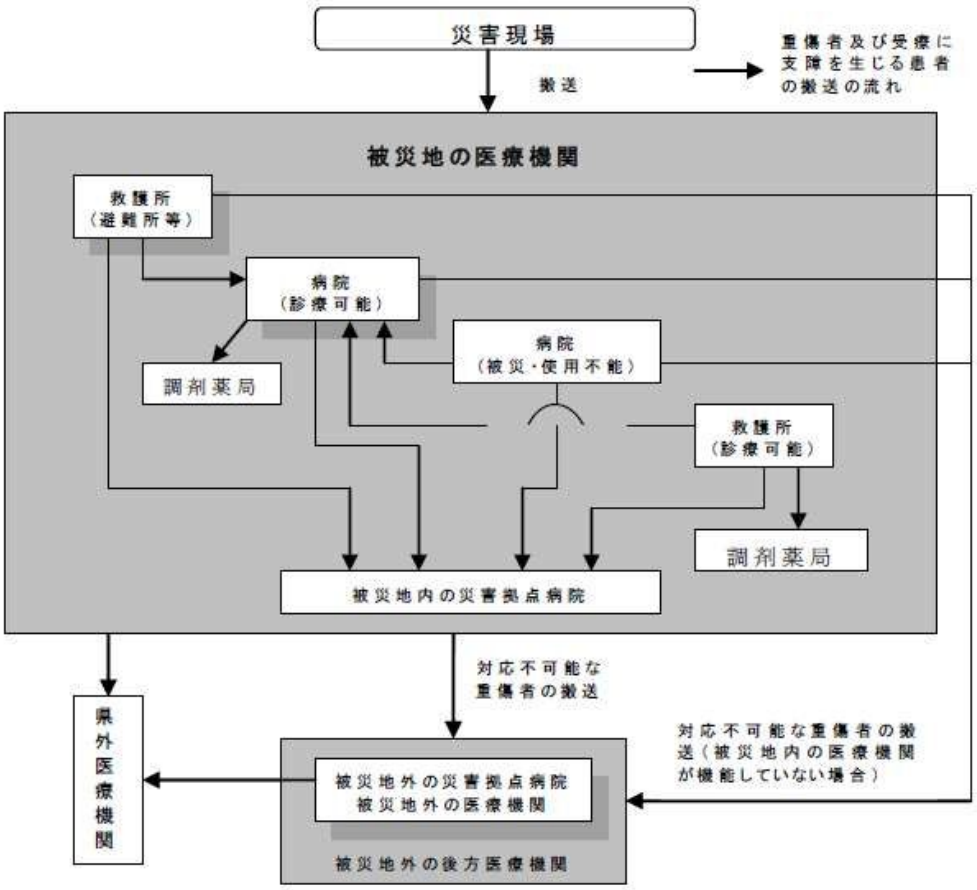

第１節　初期医療体制の整備

１　救急救助体制の整備

武力攻撃事態等の発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、消防機関は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携によ

り、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期することとする。

⑴　武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保

武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する近隣自治体との相互応援体制について整備することとする。

⑵　救急機材等の整備

高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。

⑶　応急手当用品の確保

多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。

⑷　トリアージ訓練の実施

多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定（トリアージ）することとなる。救急医療機関等までの搬送、又は医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させる。

⑸　住民に対する応急手当普及啓発の推進

武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民が応急手当をできるように救命講習を実施する。

２　医療救護班の編成等

⑴　医療救護班の編成

ア　医療救護班の編成・出動手順の策定

市は、あらかじめ県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておく。

㈠　医療救護班の編成方法

㈡　医療救護班の出動手順

㈢　医療救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）

イ　連絡窓口等の把握

市は、あらかじめ関係機関の連絡窓口を把握するとともに、要請等の手続について定める。

⑵　救護所設置及び運営について

市は、県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定める。

ア　救護所の設置場所

イ　救護所の運営方法

ウ　救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

３　ＮＢＣ災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したＮＢＣ攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、市は、ＮＢＣ災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。

第２節　傷病者搬送体制の整備

１　搬送先順位、経路の決定

埼玉県南西部消防局は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定しておくものとする。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討するものとする。

２　民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、埼玉県南西部消防局は、民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努めるものとする。

第３節　保健衛生体制の整備

１　健康相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。

また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十字社を始めとする地域専門機関と連携し、対応するものとする。

２　防疫活動体制の整備

市は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫

活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定める。

３　栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。

４　埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生したときには、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

市は、埼玉県が定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施する。

第８章　生活関連等施設の管理体制の充実

第１節　生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされやすいと考えられる。

１　生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市、自衛隊、警察、消防機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

⑴　生活関連等施設

ア　生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容

イ　施設の警備対策

ウ　緊急時の連絡窓口

⑵　危険物質等取扱施設の状況

ア　危険物質等取扱施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量

イ　危険物質等取扱施設の警備対策

ウ　緊急時の連絡窓口

２　生活関連等施設の管理体制の充実

市は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。

また、市は、市内の生活関連等施設の安全確保の留意点について、施設管理者と情報交換等をすることで明確にしておくとともに、留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。

また、市は、県と協力して、市内の危険物に関する専門機関の把握に努める。

３　危険物施設に関する住民への連絡体制の確立

危険物施設が被災した場合に備え、市は、関係する町内会、学校、大規模集客施設等との連絡体制を確立する。

第２節　核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等

核燃料物質、放射性同位元素の取扱い等を規制することは、国の所掌事項（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、本市には、放射性同位元素を使用している施設があることを踏まえ、市、消防機関は所管地域内の放射性同位元素使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておく。

また、市内の高速道路を使用して、核燃料物質が運送されており、核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。

このため市は、原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。

第９章　文化財保護対策の準備

１　現況の把握

市は、市内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

２　保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。

⑴　文化庁及び県の担当部署

⑵　重要文化財等を一時的に避難させる施設

３　対応マニュアルの作成、訓練の実施

市は、県とともに、重要文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。

第１０章　研修の実施

市は、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

また、職員に対して危険物に関する研修を実施するほか、住民に対しても危険物に対する知識の普及啓発に努める。

第１１章　訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努めるものとする。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。

第１節　市の訓練

市は、本計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練の実施に努めるとともに、国や県等との合同訓練の実施に努める。

１　実動訓練

⑴　非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

⑵　警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用など、あらかじめ本計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

⑶　避難誘導訓練

警察、消防機関等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

２　図上訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練（情報収集伝達等訓練）を行う。

３　訓練結果等の検証

市は、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。

また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで、対処能力の向上に努めるものとする。

第２節　民間における訓練等

１　事業所における訓練への支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行う。

また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

２　学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等

⑴　学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及

び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。

⑵　各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第１２章　住民との協力関係の構築

第１節　消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

第２節　自主防災組織との協力関係の構築

住民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成することが必要である。

また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、大型消火器や油圧式ジャッキなどの消防救助資機材の整備について、必要な支援を行う。

〔市が実施する支援等〕

⑴　自主防災組織の結成促進　結成への指導

⑵　自主防災組織の育成　リーダー研修の実施、訓練への支援等

⑶　活動のための環境整備　資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等

⑷　組織の活性化の促進　助言・指導、先進団体の取組の紹介

〔自主防災組織に協力を求める事項〕

⑴　住民の避難に関する訓練への参加

⑵　避難住民の誘導への協力

⑶　救援への協力

⑷　消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
⑸　保健衛生の確保への協力

第３節　ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市は、ボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び新座市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入体制を整備するよう努めるものとする。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。

〔ボランティアに協力を求める事項〕
⑴　住民の避難に関する訓練への参加
⑵　避難住民の誘導への協力
⑶　救援への協力
⑷　消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
⑸　保健衛生の確保への協力

第４節　住民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、住民の自主的な協力が必要である。そのため、市は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施等により意識啓発を行い、住民の理解を深める。

また、迅速に避難し、的確な救援を受けるためには、住民同士の助け合いが重要であり、町内会を始めとする地域コミュニティへの住民の参加を積極的に促進する。

第３編　武力攻撃事態等対処編

第３編　武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる２４時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力を挙げなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するために策定した「国民保護実施マニュアル」を随時改定する。

第１章　実施体制の確保

第１節　全庁的な体制の整備

１　事態認定前における新座市緊急事態連絡会議の設置及び初動措置

⑴　新座市緊急事態連絡会議の設置

ア　市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、市として的確かつ迅速に対処するため、新座市緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を速やかに設置する。連絡会議は、市国民保護対策本部員のうち、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ　市は、連絡会議を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連

絡する。

ウ　連絡会議は、警察、消防機関等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

⑵　事態認定前における初動措置

市は、連絡会議において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し、支援を要請する。

２　市国民保護対策本部の設置と職員の配備

国から市国民保護対策本部設置の指定があった場合には、市長は、市国民保護対策本部を設置し、職員を配備する。

第２編第２章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行う。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集する。

〔非常参集場所〕

⑴　市庁舎

⑵　現地対策本部が設置される事務所

なお、非常参集した場合は、本部員又は現地対策本部長の指示に従う。

第２節　市国民保護対策本部の組織等

１　市国民保護対策本部の組織及び担当業務

⑴　組織の体系について

ア　国民保護対策本部の組織は別表のとおりとする。

イ　本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。

㈠　本部長　　市長

㈡　副本部長　　副市長、教育長

㈢　本部員　　危機管理監、総務部長、総合政策部長、財政部長、市民生活部長、総合福祉部長、こども未来部長、いきい

き健康部長、まちづくり未来部長、インフラ整備部長、教育総務部長、学校教育部長、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、新座消防署長、新座市消防団長

⑵　本部長の権限

本部長の権限は、以下のとおりである。

ア　市の区域内の措置に関する総合調整

イ　県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

ウ　県国民保護対策本部長に対する指定行政機関、指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整の要請の求め

エ　国の職員等の本部会議への出席の求め

オ　県国民保護対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

カ　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

キ　市教育委員会に対する措置の実施の求め

⑶　本部の機能

本部の機能は、以下のとおりである。

ア　市長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。

イ　本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。

ウ　市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

⑷　現地対策本部の設置

本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

ア　現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ　現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

㈠　住民の避難誘導

㈡　避難所での救援

㈢　被災者の捜索及び救助

㈣　道路等必要な応急復旧対策の実施

㈤　安否情報、武力攻撃災害情報の収集

㈥　ボランティアとの連携に関すること

㈦　その他国民保護措置に必要な事務

⑸　本部の担当業務について

本部の担当業務は、別表のとおりとする。

２　本部会議の開催場所の決定

⑴　本部会議は、原則として市役所本庁舎３階会議室で開催する。

⑵　市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、新座消防署内ほか市長が別途開催場所を決定する。

市国民保護対策本部組織表

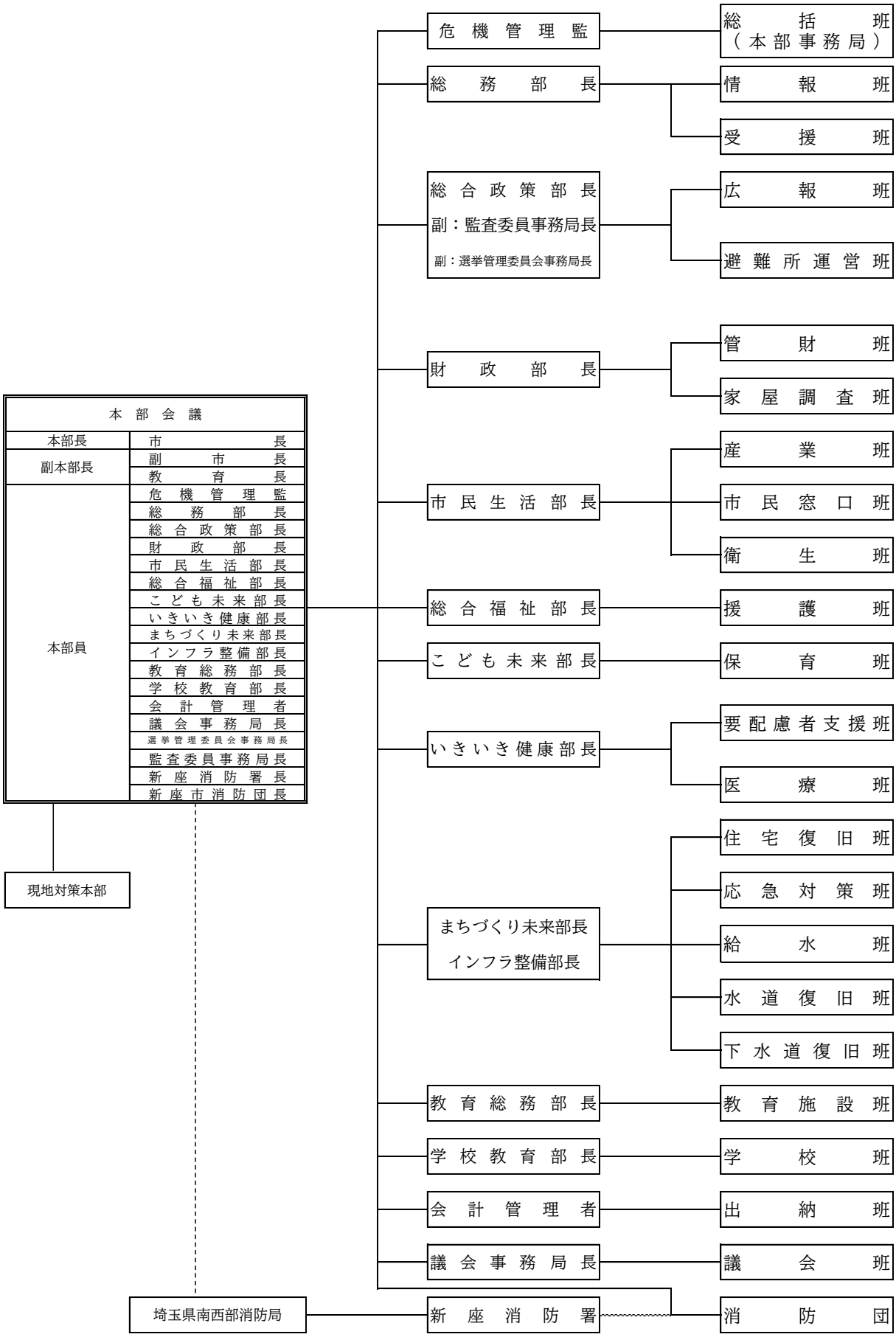

□市国民保護対策本部の主な業務

統括責任者等	班名等	主な業務
本部会議	本部長	国民の保護のための措置の総合調整に関すること
		本部の事務の統轄に関すること
	副本部長	本部長の補佐に関すること
		対策本部の事務の整理に関すること
		本部長に事故があるときの職務の代理
	本部員	収集された情報に基づく各班の活動方針の検討
		本部会議における決定事項の命令指揮
		現地等における指揮監督
危機管理監	総括班	市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること
		被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること
		国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること
		県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること
		他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請
		危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること
		指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること
		消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること
		警報の通知に関すること
		避難の指示の伝達に関すること
		避難実施要領の策定に関すること
		緊急通報に関すること
		退避の指示に関すること
		警戒区域の設定に関すること
		特殊標章に関すること
総務部長	情報班	国民保護に関する情報の収集に関すること
		各班からの情報集約
		情報の分類・整理・周知
		本部会議及び本部事務局の活動の記録
		情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧
		通信連絡体制の確保
		交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること
	受援班	市職員及びその家族の安否確認
		市職員の参集状況の管理
		各班の人的・物的資源状況の取りまとめ
		各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ
		応援団体との調整
		応援団体への支援
		県朝霞支部等との調整
総合政策部長 副：監査委員事務局長 副：選挙管理委員会事務局長	広報班	住民への通知、指示等の伝達に関すること
		報道機関に対する発表に関すること
		国民保護に関する広報全般に関すること
		その他報道に関すること
	避難所運営班	避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ
		被災者の避難所への誘導、収容に関すること
		統廃合決定後の撤収
		避難所情報の把握、報告
財政部長	管財班	庁舎、その他市有財産の被害状況の把握及び応急修理
		本部会議及び本部事務局の設置
		救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達
		車両の管理、調達及び配車
		ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請
		国民保護関係予算及び資金の管理
		国、県等の補助金に関すること
	家屋調査班	住家等の被害認定調査

□市国民保護対策本部の主な業務

統括責任者等	班名等	主な業務
市民生活部長	産業班	農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策
		商工業関係の被害状況把握、復旧対策
		生活関連物資等の価格安定に関すること
		家畜の防疫
		帰宅困難者対策
		その他産業経済に関すること
	市民窓口班	来庁者の対応、誘導
		安否情報の収集及び提供に関すること
		住民の各種相談窓口に関すること
	衛生班	ごみ処理、し尿処理に関すること
		武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること
		動物保護・猛獣対策に関すること
		その他環境衛生対策に関すること
総合福祉部長	援護班	食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送
		行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
		遺体の捜索、収容及び埋葬（火葬）
		社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること
		ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること
		外国人への支援
こども未来部長	保育班	保育所児童の避難、救護及び保護者への引渡し
		保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること
		園児・職員の健康管理
		応急保育に関すること
		保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援
		要配慮者の避難場所への誘導
		要配慮者利用施設の被害状況の把握
		避難した要配慮者への対応
	医療班	医療救護需要の把握
		医療機関の被害状況の把握
		医療救護所の設置
		医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること
		防疫、保健衛生
		食品衛生
		要配慮者への医療支援
		医療相談対応
まちづくり未来部長 インフラ整備部長	住宅復旧班	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること
		被災住宅の応急修理に関すること
		公園の被害状況の把握、応急復旧
		野外避難所の設営及び管理
		応急仮設住宅に関する国、県との調整
		応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理
		応急仮設住宅としての民間建築物の調達
	応急対策班	道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、復旧
		避難経路、物資輸送路の確保
		道路障害物の除去作業に関すること
		土木建設業者等との連絡調整
	給水班	応急給水
		飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設の被害状況の把握、応急復旧
		給水源の確保
	下水道復旧班	下水道施設の災害復旧工事に関すること
教育総務部長	教育施設班	教育施設の被害状況の把握、応急復旧
		文化財の被害状況の把握、応急復旧

□市国民保護対策本部の主な業務

統括責任者等	班名等	主な業務
学校教育部長	学校班	児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し
		児童、生徒及び教職員の被災状況の把握
		児童、生徒及び教職員の健康管理
		児童、生徒の教育相談
		学校再開に向けた対応
		応急教育
		避難所運営支援
		被災児童、生徒への学用品等の支給
		炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	国民保護措置に必要な現金及び物資の出納に関すること
議会事務局長	議会班	新座市議会に関すること
消防団		管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防御活動に関すること
		人命の救出及び救助に関すること
		被災者の避難誘導に関すること
		避難路等の障害物の除去に関すること
		危険物等の措置に関すること
		排水活動及び給水活動の協力に関すること
		死者及び行方不明者の捜索に関すること
		被災情報の収集に関すること
		その他武力攻撃災害防御に必要な活動に関すること
各班共通		住民の避難誘導に関すること
埼玉県南西部消防局		庁舎の保全に関すること
		本部の設置・運営に関すること
		市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること
		情報の収集・伝達に関すること
		警防活動方針の決定に関すること
		消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関すること
		消火活動の実施に関すること
		救急・救助活動の実施に関すること
		消防隊等の増強及び編成に関すること
		車両等燃料の確保に関すること
		食料・飲料水の確保に関すること
		避難の勧告・指示に関すること
		仮救護所の設置に関すること
		住民の避難誘導に関すること

第３節　関係機関との連携体制の確保

１　武力攻撃事態等における通信の確保

⑴　情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行う。また、市は、直ちに県にその状況を連絡する。

⑵　通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講じるよう努める。

２　国・県の現地対策本部との調整

市は国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

３　国民保護派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

⑴　避難住民の誘導

⑵　避難住民等の救援

⑶　武力攻撃災害への対処

⑷　武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行う。

⑴　武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由

⑵　派遣を希望する期間

⑶　派遣を希望する区域及び活動内容

⑷　その他参考になるべき事項

４　県・警察との連携

⑴　県との連携

ア　警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。

イ　本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部に報告する。

ウ　他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図る。

⑵　警察との連携

市は、市国民保護対策本部を設置したときは、新座警察署に通知する。

５　現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。ただし、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市長と調整の上、知事が現地調整所を設置する。その場合、市は、職員を現地調整所に派遣する。

第４節　市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定について、解除の通知を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を廃止する。

第５節　住民との連携

武力攻撃事態等が発生した場合や多数の避難住民を受け入れる場合、武力攻撃災害への対処を始め、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティア、事業者の協力を要請することとなる。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社

埼玉県支部、新座市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第２編第１２章第２節に、ボランティアに協力を求める事項は同編同章第３節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮する。

第２章　国民保護措置従事者等の安全確保対策

第１節　特殊標章等の交付

１　特殊標章等とは、以下のものをいう。

⑴　特殊標章

ジュネーヴ諸条約第１追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章をいう。

⑵　身分証明書

第１追加議定書に定める文民を保護するための証明書をいう。

２　市長は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、市の職員のうち国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等の使用を認める。

３　市長は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、特殊標章等を交付し、使用を認める。

第２節　安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供する。

⑴　避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示

⑵　防災行政無線による伝達

⑶　広報車による広報

第３章　住民の避難措置

第１節　警報の通知の受入れ・伝達

１　県からの警報の通知の受入方法

県は、国から警報の通知を受け取ったときには、市町村長に対して直ちに警報を通知するとされており、市は、以下のとおり通知を受け入れる。

なお、警報には、次に定める事項が示される。

①　武力攻撃事態等の現状及び予測

②　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）

③　その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

⑴　勤務時間内

ア　県からの警報の通知は、危機管理室が受信する。

イ　危機管理室は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。

⑵　勤務時間外

ア　県（宿日直者）からの警報の通知は、守衛室が受信する。

イ　守衛室は直ちに危機管理室長へ連絡し、危機管理室長は受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信する。

２　市の他の執行機関、議会、消防機関への通知

市は、県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会）、議会、消防機関に対して直ちに警報を通知する。

３　市の住民等への伝達

⑴　住民への伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

ア　サイレン（国が定めた放送方法による。）

イ　防災行政無線

ウ　町内会を通じての伝達

エ　広報車

オ　ホームページへの掲載

カ　公共施設等への掲示

キ　ＦＡＸ（主に、聴覚障がい者に対して行う。）

⑵　大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、市が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努める。

４　警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行う。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しない。

第２節　緊急通報の伝達

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときで、武力攻撃災害が発生した場合又は武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合に知事から発令され、市長に通知される。また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

⑴　武力攻撃災害が発生した日時

⑵　武力攻撃災害が発生した場所又は地域

⑶　武力攻撃災害の種別

⑷　被害状況

⑸　上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

１　住民への伝達

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、「第１節　警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。

２　大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、「第１節　警報の通知の受入れ・伝達」に準じて、大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。

第３節　避難の指示等

１　避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講じるべきことを指示し、知事は、関係市町村長に通知する。

指示の内容は以下のとおりである。

①　住民の避難が必要な地域（要避難地域）

②　住民の避難先となる地域（避難先地域。なお、住民の避難経路となる地域を含む。）

③　住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要

⑴　県からの指示の受入方法

県からの避難の指示の受入れは、「第１節　１　県からの警報の通知の受入方法」に準じて行う。

なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の２段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導体制の早期確立を促すこととしている。

ア　第１段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

イ　第２段階の避難指示

第１段階の避難指示の後、速やかに以下の３点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

㈠　主要な避難経路

㈡　避難のための交通手段

㈢　避難先地域における避難施設

⑵　住民への避難の伝達等

市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。

ア　避難実施要領の作成

㈠　第１段階の避難指示があったとき

市長は、第２編第４章第２節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

㈡　第２段階の避難指示があったとき

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その

際、県と必要な調整を行う。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

ａ　要避難地域の住所

ｂ　避難住民の誘導の実施単位（自主防災組織、町内会、事務所等）

ｃ　避難先の住所及び施設名

ｄ　避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点

ｅ　集合時間及び集合に当たっての留意点

ｆ　避難の交通手段及び避難の経路

ｇ　市職員、消防団員の配置、担当業務等

ｈ　要配慮者への対応

ｉ　要避難地域における残留者の確認方法

ｊ　避難誘導中の食料の給与等の支援内容

ｋ　避難住民の携行品、服装

ｌ　問題が発生した場合の緊急連絡先等

市長は、避難実施要領を完成させたときには、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

イ　住民への周知内容及び方法

市長は、第２編第４章第４節で定めた内容を、一般住民、要配慮者に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。

なお、自衛隊基地、米軍施設、危険物施設の周辺の住民から優先して周知するなど、あらかじめ定めた優先順位に基づき実施する。

ウ　関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、本市の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

⑶　避難先地域の通知の受入れ

本市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入れは、「第１節１　県からの警報の通知の受入方法」に準じて行う。

⑷　避難の指示を周知すべき機関

ア　第１編第５章第４節に規定する公共的団体のうち関係する団体

イ　避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体

２　市の区域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市の区域を越

えて避難を行うことや、逆に他市の住民が本市へ避難してくることなどが考えられる。

こうした市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、住民を避難誘導する。

第４節　避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第２編第４章第７節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

１　運送手段の選択方法

⑴　避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

⑵　要配慮者の避難

市は、あらかじめ第２編第４章第７節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

２　運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第２編第４章第７節によりあらかじめ締結した協定に基づき、以下の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

⑴　武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

⑵　要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

⑶　避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、業務計画又は協定に基づき避難住民の運送を実施することとする。

３　運送実施状況の把握

⑴　避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市国民保護対策本部に報告する。

⑵　市国民保護対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行う。

⑶　市国民保護対策本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部に報告する。

第５節　避難路の選定と避難経路の決定

避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第２編第４章第８節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

なお、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるため、市は、あらかじめ定めた方法により、県や自衛隊から自衛隊の部隊の行動について情報を収集し、警察と調整を図った上で、避難経路を決定する。

第６節　避難路の交通対策の実施

１　警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

２　交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して住民に周知する。

３　関係機関による道路啓開

市長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行う。

第７節　避難誘導の実施

１　避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員及び消防団長を指揮し、埼玉県南西部消防局長と協力して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官又は自衛官による住民の避難誘導を行うように要請する。

また、市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮する。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生じる危険を未然に防止するため、

危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

⑴　避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者

⑵　避難の流れに逆行する者

２　県への支援の求め

市長は、住民の避難誘導の状況について知事に報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。

３　県、自衛隊、警察等からの情報収集、提供

避難誘導する際に住民の安全を確保する必要があるため、市は、あらかじめ定めた方法により、県、自衛隊、警察等から武力攻撃災害に関する情報を収集し、避難住民に提供しながら、避難誘導を実施する。

第８節　避難の指示の解除

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

第４章　避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施する。

救援の程度、方法については、「平成２５年内閣府告示第２２９号」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

⑴　収容施設の供与

⑵　食品の給与・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

⑶　医療の提供及び助産

⑷　被災者の捜索及び救出

⑸　死体の捜索、処理及び埋・火葬
⑹　電話その他の通信設備の提供
⑺　被災住宅の応急修理
⑻　学用品の給与
⑼　住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

１　収容施設の供与

⑴　収容施設の決定方法等

避難所については、知事が、あらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定するとともに、必要に応じて第２編第４章第１１節で定めた住宅供給対策に基づき対処する。

⑵　避難施設の管理者への通知

市は、指定に当たっての県からの避難施設の管理者への通知を管理者へ伝達する。

⑶　収容施設の運営、維持管理等

ア　避難所の運営

避難所の運営は、第２編第４章第６節であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営するよう努める。

イ　応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市が行う。

ウ　避難住民のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民のプライバシーの確保について配慮する。

２　食品の給与・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

⑴　必要物資の報告

市は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

⑵　応援物資の集積等

市は、第２編第６章第２節、第３節に定める体制に基づき、応援物資を集

積し、仕分けし、配送し、又は発送する。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整する。

⑶　緊急物資の運送方法等

ア　運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

イ　運送実施状況の把握

市は、運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

⑷　緊急物資運送路の確保

ア　県国民保護対策本部との調整

市は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。

イ　警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には新座警察署と調整をする。

⑸　受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、公表するよう努める。

また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

３　医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第２編第７章に定めるところによる。

⑴　救急救助、傷病者の搬送

ア　消防機関の活動

㋐　出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等の発生時には、その状況について的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行うものとする。

⑷　救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

ａ　トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

ｂ　高齢者、乳幼児等抵抗力が低い者を優先する。

ｃ　同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

ｄ　武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

⑸　応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、他の消防機関の応援を求めるものとする。

イ　傷病者搬送の手順

第２編第７章第２節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施するものとする。

⑺　傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断するものとする。

⑴　傷病者搬送の要請

ａ　医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請するものとする。

ｂ　消防機関だけで対応できない場合には、第２編第７章第２節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請するものとする。

ｃ　市は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。

⑼　傷病者の後方医療機関への搬送

市、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

⑵　医療救護班の編成と医療資機材等の調達

ア　医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第２編第７章第１節２により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

イ　医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合においては、県に調達を要請する。

⑶　医療救護所の設置

市は、第２編第７章第１節２で定めた方法により、医療救護所を設置する。

⑷　ＮＢＣ災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

⑸　医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保について、十分に配慮する。

４　被災者の捜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

⑴　被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。

収集した情報は、逐次県国民保護対策本部へ報告する。

⑵　被災地における捜索・救助の実施

ア　市は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

イ　被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部に連絡し、指示を受ける。

⑶　救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

５　死体の捜索、処理及び埋・火葬

市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

⑴　死体の捜索

市は、県や警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施する。

ただし、ＮＢＣ攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼する。

⑵　死体の処理

市は、県が行う以下の死体の処理に協力する。

ア　一時保管

検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

（注）検視…警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分

見分…警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分

検案…医師が死亡を確認すること。埋葬に必要

イ　検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

ウ　検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

エ　身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

オ　死体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

カ　死体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

キ　遺留品等の整理

収容した死体の遺留品等の整理を行う。

⑶　埋・火葬対策

ア　被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

イ　埋・火葬の実施

市は、第２編第７章第３節で定めたとおり、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、県と協力して火葬を実施する。

６　被災住宅の応急修理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

７　学用品の給与

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

８　住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。

第５章　武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図る。

第１節　対処体制の確保

１　被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部は、県国民保護対策本部、国の対策本部、警察等から情報の収集に努める。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

⑴　市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。

⑵　市長は、調査の結果、必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

３　国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

第２節　応急措置等の実施

１　退避の指示・警戒区域の設定

⑴　退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市は、第２編第４章第４節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。

ア　退避すべき理由

イ　危険地域

ウ　退避場所

エ　住民の退避の方法

オ　携帯品

カ　その他の注意事項

⑵　警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止又は当該警戒区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定に当たっては、あらかじめ定めた方法により、警察、消防機関、自衛隊から武力攻撃等の情報を収集し、その意見を聴いた上で実施する。

また、市長は、第２編第４章第４節で定めた避難の指示の周知方法に準じ

て、住民に対し設定された警戒区域を周知する。

⑶　市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

市長は、必要により新座警察署長に対し、同様の指示をすることを要請する。

２　生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

３　危険物質等の災害への対処措置

⑴　危険物質等の安全確保

市長は、危険物質等の状況について「２　生活関連等施設の状況の把握」に準じて把握する。

⑵　危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講じるべきことを命じる。

ア　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

⑶　警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記⑵のアからウの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

４　武力攻撃原子力災害への対処措置

本市には、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外へ放出され、又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武

力攻撃原子力災害に該当するため、市は、市地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。

５　ＮＢＣ攻撃による汚染への対処

⑴　応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示する。

また、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

⑵　知事の要請による市長の措置

市長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

ア　汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は廃棄すべきことを命じること。

この場合、市は、県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行う。

イ　汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命じること。

ウ　汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。

エ　汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

オ　汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

カ　汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

⑶　関係機関との連携

市長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部に専門家の派遣等の必要な支援を要請する。

⑷　対応時の留意事項

ア　核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

㈠　核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線
㈡　爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線
㈢　初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。

ａ　上記㈠及び㈢は、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。

ｂ　市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。

ｃ　㈡の放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被ばくする「外部被ばく」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被ばくする「内部被ばく」がある。このため、住民等の避難誘導に当たっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。

ｄ　ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、㈠、㈡及び㈢に準じた医療措置、避難誘導等が必要となる。

ｅ　核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。

イ　生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

㈠　市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。
㈡　市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。

ウ　化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

⑺　市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、住民等を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。

⑴　市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。

第３節　保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第２編第７章第３節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。

第４節　動物保護対策の実施

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じる。

⑴　危険動物等の逸走対策

⑵　飼養又は保管されていた家庭動物等の保護収容等

第５節　廃棄物対策の実施

１　ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら、「埼玉県災害廃棄物処理指針」に準じて廃棄物対策を実施する。

２　し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。

また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第６節　文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第２編第９章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

第６章　情報の収集・提供

第１節　被災情報の収集・提供

１　情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

２　県への報告

市は、上記１で収集した被災情報を、県に報告する。

３　情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。

第２節　安否情報の収集・提供

１　情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市は、避難住民等の安否情報を収集し、整理に努め、当該情報を県に報告する。

⑴　避難所等において避難住民等から収集する情報

ア　氏名

イ　出生の年月日

ウ　男女の別

エ　住所

オ　国籍（日本国籍を有していない者に限る。）

カ　ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる

情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ　居所

ク　負傷又は疾病の状況

ケ　キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

コ　照会に対する同意の有無

⑵　死亡した住民に関し収集する情報

ア　氏名

イ　出生の年月日

ウ　男女の別

エ　住所

オ　国籍（日本国籍を有していない者に限る。）

カ　ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ　死亡の日時、場所及び状況

ク　死体の所在

ケ　連絡先のほか、必要な情報

コ　照会に対する同意の有無

２　情報の提供

⑴　安否情報の照会の受付

ア　市は、安否情報の照会窓口、その電話及びＦＡＸ番号並びにメールアドレスについて、住民に周知する。

イ　住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口に、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びＦＡＸ並びにメールでの照会も受け付ける。

ウ　市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。

⑵　安否情報の回答

ア　市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこ

と等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。

㈠　当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

㈡　武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か

イ　市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

㈠　照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

㈡　居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

㈢　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在

ウ　市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

⑶　個人情報の保護への配慮

ア　安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

３　外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

第３節　各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。

第４編　市民生活の安定編

第４編　市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、住民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、住民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第１章　物価安定のための措置

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

第２章　避難住民等の生活安定措置

１　被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、実施する。

２　就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努める。

第３章　生活基盤等の確保のための措置

市は、所管する道路、水道、下水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態

等発生時においても、その機能を十分に発揮するよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、市内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。

第４章　応急復旧措置の実施

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して、以下により応急の復旧のための措置を講じる。

１　被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

２　応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

３　通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

４　県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講じるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求める。

５　業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

第５編　財政上の措置編

第５編　財政上の措置編

第１章　損失補償

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講じるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合には、当該処分によって通常生じるべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償する。

第２章　損害補償

市は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害を補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

１　住民の避難誘導への協力

２　救援への協力

３　消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

４　保健衛生の確保への協力

第３章　被災者の公的徴収金の減免等

１　市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講じる。

２　市は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な

措置を講じる。

３　市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く住民に知らせるとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

第４章　国民保護措置に要した費用の支弁等

１　国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

２　関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておく。

第６編　緊急対処事態対処編

第６編　緊急対処事態対処編

第１章　想定する緊急対処事態

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。
国は、基本指針において、緊急対処事態として４つの事態を想定している。

県は、この４つの事態を参考とし、地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を以下のとおり３つ想定しており、本市においても、同様の事態を緊急対処事態として想定する。

〔想定する事態〕

⑴　多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態

⑵　大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態

⑶　核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

第２章　緊急対処事態の対処措置

緊急対処事態においては、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処について、原則として第２編から第５編に定めるところに準じて実施する。

なお、具体的な緊急対処保護措置は、県が緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するために策定した「緊急対処事態対応マニュアル」に準じて、「新座市緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき実施する。

用　語　集

用　語　集

令和６年４月１日現在

あ

◇　安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

◇　ＮＢＣ攻撃

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

◇　ＮＢＣ災害

ＮＢＣ攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

◇　Ｅｍ（エム）－Ｎｅｔ（ネット）（緊急情報ネットワークシステム）

総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステムをいう。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

か

◇　核燃料物質

原子力基本法第３条第２号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の

過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

◇　基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本方針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

◇　緊急事態連絡会議

武力攻撃事態、大規模テロ、大規模火事、大規模事故等の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、本市に設置される会議のこと。

緊急事態による被害が拡大するおそれが解消したと認めたとき又は災害対策本部、国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が開設されたときは、閉鎖される。

◇　緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

◇　緊急対処事態対処方針

緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。

内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。閣議決定があった日から２０日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。

◇　緊急対処措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基

づいて実施する次に掲げる措置のこと。

⑴　緊急対処事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧、その他の措置

⑵　緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

◇　緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第２２条第３項第２号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、上記「緊急対処措置」の⑵のことである。

◇　緊急対処事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

◇　緊急対処事態対策本部（国）

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に緊急対処事態対策本部が設置される。

武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第１４条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第１５条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第１６条）の規定は準用されない。

◇　緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの

◇　義援金等

個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭や物品のこと。

◇　航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

◇　ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員をいう。

◇　高規格救急車

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

◇　国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」等を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。 → ◇　ジュネーヴ諸条約

◇　国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成１６年６月１４日に成立し、同年９月１７日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

◇　国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県については内閣総理大臣に協議し、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

◇　国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

◇　国民保護措置等

対処基本方針等が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第２条３項に掲げる国民の保護のための措置（同項第６号に掲げる措置にあっては、対処基本方針等が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）及び事態対処法第２２条第３項第２号に掲げる緊急対処保護措置のことである。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ

◇　災害拠点病院

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。

◇　Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通

信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。

◇　シェルター

避難壕。防空壕のこと。「核シェルター」のことを指す場合が多く、核兵器の被害(熱線、爆風、放射能汚染)から身を守るために隠れるための施設のことをいう。

◇　指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

◇　指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。１３０機関が指定されている。

◇　指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。

◇　指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業

を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。埼玉県では４１事業者が指定されている。

◇　自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

◇　事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」である。平成１５年６月６日に成立し、同月１３日に施行された（平成２７年９月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この規定を受け平成１６年６月１４日に成立した法律を、一般的に有事関連７法という。有事関連７法は、以下のとおりである。

⑴　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

⑵　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）

⑶　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）

⑷　自衛隊法の一部を改正する法律

⑸　武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）

⑹　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）

⑺　国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

◇　ジュネーヴ諸条約

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定め

ており、次の４つの条約と２つの追加議定書からなる。

⑴　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第１条約）

⑵　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第２条約）

＜主な内容＞　戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

⑶　捕虜の待遇に関する条約（第３条約）

＜主な内容＞　捕虜は人道的に取り扱わなければならない。

⑷　戦時における文民の保護に関する条約（第４条約）

⑸　国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第１追加議定書）

⑹　非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第２追加議定書）

＜主な内容＞　非戦闘員である文民は保護されなければならない。
（なお、第２追加議定書は、内乱等に関して適用される。）

◇　生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のことであり、国民保護法第１０２条第１項により定められている。

国民保護法施行令第２７条及び第２８条により具体的な施設等が定められており、発電所・変電所、危険物質（消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項に規定する危険物、毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条第１項に規定する毒物及び同条第２項に規定する劇物等）の取扱所等が該当する。

た

◇　対策本部長（国）

事態対処法第１０条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第２３条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

なお、市町村の対策本部は、国からの指定により国民保護法第２７条に基づき設置されるものであり、本部長は市町村長をもって充てる。

◇　対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

⑴　武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置のこと。

事態対処法第２条第１項第８号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などが挙げられている。

⑵　武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

◇　ダーティボム

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

◇　弾道ミサイル

ロケット推進でいったん大気圏外に出て、重力による軌道を飛ぶミサイル。

◇　地域防災計画

災害対策基本法第４２条に基づき、市町村防災会議が作成する計画。市町村の区域における住民の生命、身体及び財産を自然災害から守ることを目的として作成するものであり、災害予防に関する事項、災害応急対策に関する事項及び災害復旧に関する事項を定めている。

地域防災計画では、災害が発生した場合に、第一に市町村が対応し、被害の規模に応じて都道府県や国が対応していくのに対して、国民保護計画では、有事の発生時から国、都道府県、市町村、消防機関、指定公共機関がそれぞれの役割に応じ一体となって実施していく点が異なる。

◇　着上陸侵攻

海上・航空での優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる武力攻撃をいう。

◇ 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第１追加議定書に定める文民保護標章をいう。 → ◇ 文民保護標章

◇ 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

◇ トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は

◇ 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路（道路）や鉄道路線等から編成される。

◇ 避難候補路

避難路の候補としてあらかじめ選定された道路。避難候補路の中から状況に応じて避難路を決定することになる。

◇ 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

◇ 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと（住民の避難の経路となる地域を含む。）。

◇ 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

◇　避難所

あらかじめ指定を受けている避難施設のほか、緊急の必要がある場合、住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設

◇　避難住民集合場所

避難を円滑に行うため住民が集合する場所。市町村が指定する。

◇　武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく国に準じるものもあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

◇　武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

◇　武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

◇　武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態等に至ったときに、政府は、その対処に関する基本的な方針である対処基本方針を定める。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部が設置され、国の

行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

◇　武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っているとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

◇　文民保護標章

ジュネーヴ諸条約第１追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

◇　米軍大和田通信所

本市と東京都清瀬市にまたがり、総面積約１１９．４ｈａ（うち新座市分９４．９ｈａ）である。

昭和１５年に旧海軍気象通信所として開設され、昭和２０年の終戦とともに大蔵省（現財務省）に引き継がれた。その後、昭和２５年３月に米陸軍が接収し、米陸軍海外無線通信隊として使用が開始され、昭和３９年７月に米陸軍から米空軍の管理へと移行された。

なお、施設の一部は気象庁の宿舎用地として、昭和５６年２月まで利用されていた。

また、平成６年には、米軍及び国の許可を得て、共同使用区域内に新座市総合運動公園、清瀬市総合運動公園が設置され、市民に利用されている。

◇　防災活動拠点

災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点といい、本市全体の活動の中心となる防災中枢拠点、地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点などをいう。

◇　防災基地

災害発生時の応急対策を迅速に行うため、被災者の救援・救護に必要な食料や生活必需品などを備蓄する防災倉庫及び集配機能を備えた総合的な埼玉県の防災活動拠点のひとつ。埼玉県内には、越谷、新座、秩父、中央（比企郡）、熊谷の５つの防災基地がある。

埼玉県新座防災基地は、新塚５０７７番地５に所在する。

◇　防災拠点校

埼玉県の防災活動拠点の一つであり、３７の県立学校が位置づけられている。防災拠点校には、緊急宿泊所、備蓄倉庫、太陽光発電設備、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置が整備されている。

市内では、埼玉県立新座柳瀬高等学校が防災拠点校となっている。

◇　防災行政無線

県庁（統制局）を中心に、主な県の出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系があり、二重化されている。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

◇　放射性同位元素

ラジオアイソトープともいう。同一原子番号を持つ原子の間で原子量が異なる原子を同位元素と呼ぶが、同位元素は安定なものと不安定なものがあり、不安定なものは時間とともに放射性崩壊して放射性を発する。これが放射性同位元素である。

^{40}Ｋ、^{87}Ｒｂなどのように天然に存在するもののほか、現在では、原子炉や粒子加速装置を使って原子核反応によりすべての元素について多くの人工放射性同位元素が作られている。トレーサーとして各方面で用いられ、また放射線源として化学反応（放射線化学）、分析（放射化分析）、医療（放射線治療）、

非破壊検査（放射線透過検査）、計測（α線、β線、γ線の透過・散乱を利用した厚み計、液面計）、原子力電池などに広く利用されている。

ま

◇　民生委員・児童委員

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、住民の相談に応じ、社会福祉の増進に努めることを任務とする。市町村の区域に置かれ、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する。

任期は３年間であり、本市の定数は２１７名（うち主任児童委員１３名）となっている。

民生委員の設置は、民生委員法第３条に定められており、児童委員は、児童福祉法第１６条第２項によって、民生委員が兼ねることになっている。

や

◇　要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

⑴　自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者

⑵　自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者

⑶　危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者

⑷　危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者

例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

ら

◇　陸上自衛隊朝霞駐屯地

本市と朝霞市、和光市、東京都練馬区にまたがり、総面積約１７２ｈａ（うち埼玉県分約１６６ｈａ）である。

昭和１６年市ヶ谷台から旧陸軍予科士官学校が移転してきたが、昭和２０年に米軍（陸軍及び海軍）に接収され、「キャンプ・ドレイク」となった。

昭和３４年８月に「日米共同使用に関する暫定協定」が成立したことに伴い、陸上自衛隊が南地区の一部（現在の駐屯地）の共同利用を開始し、昭和３５年３月に朝霞駐屯地として開設された。

◇　臨時ヘリポート

交通途絶状況下での輸送力の確保のため、市内に、総合運動公園（本多二丁目８番１６号）と埼玉県新座防災基地（新塚５０７７番地５）の２か所の臨時ヘリポート基地を設置している。

資　料　集

資　料　集

１　新座市国民保護対策本部及び新座市緊急対処事態対策本部条例

（平成１８年３月２８日条例第４号）

（趣旨）

第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「法」という。）第３１条（法第１８３条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、新座市国民保護対策本部及び新座市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　新座市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、新座市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

２　対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

３　対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

４　対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５　前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第３条　本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

２　本部長は、法第２８条第６項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第５条　国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２　国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（準用）

第６条　第２条から前条までの規定は、新座市緊急対処事態対策本部について準用する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、対策本部及び新座市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

２　新座市国民保護協議会条例

（平成１８年３月２８日条例第５号）
（最終改正：令和３年１２月２３日条例第２５号）

（趣旨）

第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第４０条第８項の規定に基づき、新座市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　協議会の委員の定数は、４５人以内とする。

（会長の職務代理）

第３条　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

（平２９条例２８・令３条例２５・一部改正）

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年条例第２８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則(令和３年条例第２５号)抄

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

3　新座市国民保護協議会委員一覧（令和６年４月１日現在）

委員の別	区分	機関名	職名
会　　長	－	新座市	市　　長
１号委員	指定地方行政機関	北関東防衛局企画部	地方協力確保課長
２号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第３２普通科連隊	第３中隊長
３号委員	県　職　員	埼玉県危機管理防災部	危機管理課長
		新座警察署	署　　長
４号委員	副　市　長	新座市	副　市　長
５号委員	教育長及び消防長又は消防吏員	新座市教育委員会	教　育　長
		埼玉県南西部消防局	消防局長
６号委員	市　職　員	新座市	総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 危機管理監
		新座市教育委員会	教育総務部長 学校教育部長
７号委員	市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	日本赤十字社埼玉県支部	救護・講習課長
		東日本高速道路株式会社　関東支社　所沢管理事務所	所　　長
		日本郵便株式会社　新座郵便局	総務部長
		東京電力パワーグリッド株式会社　志木支社	支　　社　　長
		東京ガス株式会社　埼玉支社	副支社長
		西武バス株式会社　新座営業所	所　　長
		東武バスウエスト株式会社　新座営業事務所	所　　長
		佐川急便株式会社　練馬店	安全推進課　係長
		ヤマト運輸株式会社　武蔵野主管支店	安全・コンプライアンス担当マネージャー
		一般社団法人埼玉県トラック協会　朝霞支部	副支部長
		東日本電信電話株式会社　埼玉事業部　埼玉南支店	支　　店　　長
８号委員	国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	新座市消防団	団　　長
		新座市町内会連合会	会　　長
		社会福祉法人新座市社会福祉協議会	会　　長
		新座市民生委員・児童委員協議会	理　　事
		新座市婦人会連合会	会　　長
		新座市商工会	会　　長
		一般社団法人朝霞地区医師会	新座支部長
		一般社団法人朝霞地区歯科医師会	新座支部長
		東武鉄道株式会社	志木駅長
		株式会社ドコモＣＳ　埼玉支店	ネットワーク部長

４　新座市緊急事態連絡会議設置要綱

（平成１８年８月２２日市長決裁）

（設置）

第１条　市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集、関係機関との連絡調整を図るとともに、対応を円滑に行うため、新座市緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（対象となる緊急事態）

第２条　連絡会議を設置する対象となる緊急事態は、次に掲げるものとする。

⑴　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２条に規定する武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

⑵　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第２２条第１項に規定する緊急対処事態

⑶　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害のうち、大規模な火事、爆発及び災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第１条で定める原因によるもの

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（組織）

第３条　連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

⑴　議　長　市長

⑵　副議長　副市長

⑶　委　員　教育長、総務部長、総合政策部長、財政部長、市民生活部長、総合福祉部長、こども未来部長、いきいき健康部長、まちづくり未来部長、インフラ整備部長、危機管理監、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長

（会議）

第４条　連絡会議は、議長が招集し、主宰する。ただし、議長が不在のときは、副議長がその職務を代行する。

２　議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（所掌事務）

第５条　連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

⑴　緊急事態情報の収集に関すること。
⑵　緊急事態対応策の検討に関すること。
⑶　関係機関との連絡調整等に関すること。
⑷　前３号に掲げるもののほか、必要な緊急事態対策に関すること。

（開設期間等）

第６条　市長は、緊急事態の発生等に際し、緊急に対応の必要があると認められるときは、連絡会議を開設する。ただし、災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部が開設されるときは、この限りでない。

２　部長等は、連絡会議における市長の指示等を踏まえ、所管業務に係る対策を講じるものとする。

３　市長は、緊急事態による被害が拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は災害対策本部、国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が開設されたときは、連絡会議を閉鎖する。

（庶務）

第７条　連絡会議の庶務は、危機管理室において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則（平成１８年８月２２日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附　則（平成１９年３月７日市長決裁）

この要綱は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則（平成２１年３月３１日市長決裁）

この要綱は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則（平成２３年３月３１日市長決裁）

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則（平成２９年３月２２日市長決裁）

この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

附　則（平成２９年１２月２８日市長決裁）

この要綱は、平成３０年１月１日から実施する。

附　則（令和４年３月３１日市長決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

５　新座市国民保護協議会運営要綱

（平成１８年５月２９日市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、新座市国民保護協議会条例（平成１８年新座市条例第５号）第６条の規定に基づき、新座市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

（異動の報告）

第３条　委員に異動のあったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（会議の記録）

第４条　会長は、議事録を作成しておかなければならない。

２　議事録には、次の事項を記載しなければならない。

⑴　会議の日時及び場所

⑵　出席した委員の職名及び氏名

⑶　議事の件名及び概要並びに議決事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（会議の傍聴）

第５条　会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い入室するものとする。

２　会議の傍聴の定員は、おおむね１０人以内とする。

３　傍聴の受付は先着順とし、協議会の開催定刻３０分前から１０分前までの間に行うものとする。

４　傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑵　騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

⑶　会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

⑷　会場において、会長の許可なく会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。

５　傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に

従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則（平成１８年５月２９日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附　則（平成２９年３月２２日市長決裁）

この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

附　則（平成２９年１２月２８日市長決裁）

この要綱は、平成３０年１月１日から実施する。

附　則（令和４年３月３１日市長決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

６　新座市特殊標章等交付要綱

（平成１９年１月１１日告示第８号）

（趣旨）

第１条　この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）第１５８条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　武力攻撃事態等　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第１条に規定する武力攻撃事態等をいう。

⑵　国民保護措置　国民保護法第１６条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置をいう。

⑶　特殊標章　国民保護法第１５８条に規定する特殊標章をいう。

⑷　身分証明書　国民保護法第１５８条に規定する身分証明書をいう。

⑸　特殊標章等　特殊標章及び身分証明書をいう。

（対象者）

第３条　市長は、武力攻撃事態等において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に該当する者であること及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両（以下「場所等」という。）であることを識別させるために特殊標章等の交付を行う。

⑴　市の職員（消防団長及び消防団員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

⑵　市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

⑶　国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

（交付申請）

第４条　前条第２号又は第３号に掲げる者が、特殊標章等の交付を受けようとするときは、特殊標章等に係る交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付を決定したときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳

に登録し、申請者に特殊標章等を交付する。

（特例交付）

第６条　前２条の規定にかかわらず、市長は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

（再交付）

第７条　特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付を受けるものとする。この場合において、汚損し、又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

２　前項の規定は、身分証明書の交付を受けた者が身分証明書の記載事項に変更を生じた場合について準用する。

（有効期間及び更新）

第８条　身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

２　身分証明書の更新は、第４条及び第５条の規定に準じて行うものとする。

（身分証明書の携帯）

第９条　特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章を使用するときは、身分証明書を携帯するものとする。ただし、第６条の規定による交付を受けた場合において、特殊標章を使用するときは、この限りでない。

（返納）

第１０条　特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったとき、その他市長が必要と認めるときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（留意事項）

第１１条　特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

２　特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

３　特殊標章により識別させることができる場所等は、専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（訓練における貸与）

第１２条　市長は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、第３条各号に掲げる者に対し、特殊標章を貸与することができる。

（体制の整備等）

第１３条　市長は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努める。

（様式）

第１４条　特殊標章等の様式は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に定めるところによる。

（雑則）

第１５条　特殊標章等の交付に関する事務は、新座市国民保護対策本部が設置された場合にあっては本部事務局、その他の場合にあっては危機管理室が行う。

（令４告示８３・一部改正）

（委任）

第１６条　この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の特殊標章等の交付に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

（令４告示８３・一部改正）

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成２９年告示第９１号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年告示第５０７号）

この告示は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第８３号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

7　特殊標章及び身分証明書様式

（赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインから抜粋）

1　特殊標章

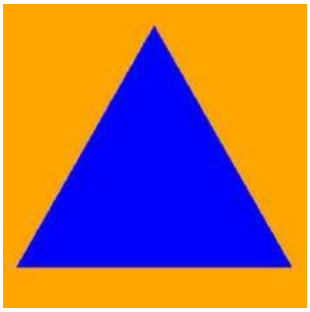

○　特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。
- ㈠　青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
- ㈡　三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- ㈢　三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

○　特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。

○　特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（ＣＭＹＫ値：C-0,M-36,Y-100,K-0、ＲＧＢ値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（ＣＭＹＫ値：C-100,M-100,Y-0,K-0、ＲＧＢ値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

2　身分証明書

表面

この証明書を交付等

する許可権者の名を記

載するための余白）

身分証明書

IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用

for civil defence personnel

氏名/Name_____

生年月日/Date of birth_____

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August1949, and relating to the Protection of Victims of International ArmedConflicts (Protocol I) in his capacity as

_____

_____

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____

許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height_____	眼の色/Eyes_____	頭髪の色/Hair_____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル）】

８　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（平成２５年１０月１日内閣府告示第２２９号）
（最終改正：令和５年３月３１日内閣府告示第３７号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）第１０条第１項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成２５年１０月１日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第１条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号。以下「令」という。）第１０条第１項（令第５２条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「法」という。）第７５条第１項各号及び令第９条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第１３条までに定めるところによる。

２　前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

３　救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市においては、その長）は、第１項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第２条　法第７５条第１項第１号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

１　避難所

イ　避難住民（法第５２条第３項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第２条第４項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ　原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ　避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、１人１日当たり３４０円（冬季（１０月から３月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、１戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

⑴　１戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費として、６，７７５，０００円以内とすること。

⑵　長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、１人１日当たり３４０円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ　長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね５０戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、１施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト　長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ　法第８９条第３項の規定により準用される建築基準法（昭和２５年法律

第２０１号）第８５条第１項本文、第３項及び第４項並びに景観法（平成１６年法律第１１０号）第７７条第１項、第３項及び第４項並びに法第１３１条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号）第２条、第８条及び第９条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

２　応急仮設住宅

イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ　１戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費として、６，７７５，０００円以内とすること。

ハ　前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第３条　法第７５条第１項第２号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

１　炊き出しその他による食品の給与

イ　避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第５４条第２項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ　被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日当たり１，２３０円以内とすること。

２　飲料水の供給

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ　飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第４条　法第７５条第１項第３号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

１　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

２　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ　被服、寝具及び身の回り品

ロ　日用品

ハ　炊事用具及び食器

ニ　光熱材料

３　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	１人世帯の額	２人世帯の額	３人世帯の額	４人世帯の額	５人世帯の額	世帯員数が６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
冬季	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円

４　避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第５条　法第７５条第１項第４号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

１　医療の提供

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ　救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）又は柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、は

り師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ　次の範囲内において行うこと。

⑴　診療

⑵　薬剤又は治療材料の支給

⑶　処置、手術その他の治療及び施術

⑷　病院又は診療所への収容

⑸　看護

ニ　医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

２　助産

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ　次の範囲内において行うこと。

⑴　分べんの介助

⑵　分べん前及び分べん後の処置

⑶　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の１００分の８０以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）

第６条　法第７５条第１項第５号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

１　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

２　被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第７条　法第７５条第１項第６号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところに

より行うこととする。

1　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2　原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ　棺（附属品を含む。）

ロ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ　骨つぼ及び骨箱

3　埋葬のため支出できる費用は、１体当たり大人２１９，１００円以内、小人１７５，２００円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第８条　法第７５条第１項第７号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2　電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第２条第１号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3　電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第９条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第１号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1　避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

2　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、１世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　７０６，０００円

ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
　３４３，０００円

（学用品の給与）

第１０条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第２号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

１　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

２　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ　教科書

ロ　文房具

ハ　通学用品

３　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　教科書代

⑴　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

⑵　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ　文房具費及び通学用品費

⑴　小学校児童　１人当たり　４，８００円

⑵　中学校生徒　１人当たり　５，１００円

⑶　高等学校等生徒　１人当たり　５，６００円

４　避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第１１条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第３号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1　死体の捜索

イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2　死体の処理

イ　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ　次の範囲内において行うこと。

⑴　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

⑵　死体の一時保存

⑶　検案

ハ　検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

⑴　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり３，５００円以内とすること。

⑵　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は１体当たり５，５００円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

⑶　救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第１２条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第４号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれ

がなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

２　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、１世帯当たり１３８，７００円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第１３条　法第７５条第１項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

１　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　飲料水の供給

ロ　医療の提供及び助産

ハ　被災者の捜索及び救出

ニ　死体の捜索及び処理

ホ　救済用物資の整理配分

２　救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

９　動物の保護等に関する通知

◆　動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について

（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）

１　平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○　危険動物等の逸走対策

・　地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第１６条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。

・　地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

・　地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

・　地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

２　武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○　危険動物等の逸走対策

・　地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。

・　地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。

・　地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

・　地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

・　地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3　緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、１及び２に準ずるものとする。

１０　安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第１号（第１条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年　　月　　日
④男女の別	男　　女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本　その他（　　）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷　　非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注１）本収集は、国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

１１　安否情報収集様式（死亡住民）

様式第２号（第１条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年　　月　　日
④男女の別	男　　女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本　その他（　　）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注１）本収集は、国民保護法第94条第１項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注５）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第３号（第２条関係）

安否情報報告書

報告日時：　　年　　月　　日　　時　　分
市町村名：　　担当者名：

①氏　名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住　所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備　考

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
３　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
５　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

１３　安否情報照会書様式

様式第４号（第３条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣
（都道府県知事）　殿
（市町村長）

年　　月　　日

申　請　者
住所（居所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由（○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （　　）
備　　考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住　　所	
	国　　籍（日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
※　申請者の確認		
※　備　　考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
４　※印の欄には記入しないで下さい。

１４　安否情報回答書様式

様式第５号（第４条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年　　月　　日

殿

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年　　月　　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
５　安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

国民保護に関する新座市計画

令和６年５月発行

発行　新座市
編集　新座市危機管理室
〒352-8623　埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
Tel　048-477-2502
Fax　048-481-6748

国民保護に関する新座市計画

新座市危機管理室